

1. 件 名：九州電力株式会社玄海原子力発電所2号炉に係る照射燃料集合体が十分な期間冷却されたことに関する評価等について
2. 日 時：令和2年5月19日 15:30～16:18
3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓
4. 出席者  
原子力規制庁 緊急事案対策室  
児玉企画調整官、宮地防災専門官、岡村係長  
九州電力株式会社  
原子力発電本部 原子力防災グループ 副長 他7名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要 旨  
九州電力株式会社から、令和元年度第72回原子力規制委員会（令和2年3月18日）で廃止措置の認可を受けた同社玄海原子力発電所2号炉が、使用済燃料集合体が十分な期間冷却されているものとして定める告示の対象に相当すると考えられることを、廃止措置計画での評価に基づき説明を受けた（資料1）。  
原子力規制庁より、廃止措置計画での評価方法及びその結果について確認した。
6. その他  
配布資料：資料1 玄海原子力発電所2号機廃止措置計画認可に伴う冷却告示への対応について（九州電力株式会社）